○コンプライアンス委員会規程

（目的）

第１条　この規程は、コンプライアンス規程第６条の規定に基づいて定める。

（コンプライアンス委員会）

第２条　法人は、コンプライアンス規程第１条に定める趣旨を達成するため、理事会の諮問機関としてコンプライアンス委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

２　この規程以外に定める事項については、コンプライアンス規程、服務規程等、法人の定める諸規程又は法令の定めによる。

（コンプライアンス委員）

第３条　委員は、自己の良心にのみ従い、独立してコンプライアンスに関する一切の判断を行う。

２　委員は、法令及び法人の諸規程にのみ拘束されるものとする。

３　委員は、委員会で知り得たあらゆる情報について、厳格な守秘義務を負うものとする。

（組織）

第４条　委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

２　委員の定数は、５名とする。

３　委員は、この法人の役員又は教職員である者（以下「内部委員」という。）４名及び法人外の学識経験者である者（以下「学外委員」という。）１名をもって構成する。

４　委員会は、日常的な事務事項について委員長に委任する。

５　前項に定める事務事項を所管するため、委員会に幹事１人を置き、学園本部総務部長（以下「総務部長」という。）がこれに当たる。

（委員等の選任）

第５条　内部委員の要件は、次の各号のとおりとする。

(1)　常務理事

(2)　大学学長

(3)　大学副学長

(4)　中高部校長

(5)　中高部副校長又は教頭

(6)　初等部校長

(7)　初等部副校長又は教頭

(8)　こども園園長

(9)　こども園副園長

(10)　駒沢パークインターナショナルプレスクール校長

(11)　駒沢パークインターナショナルプレスクール副校長

2　内部委員は前項各号のうちから４名、常勤役員会の議決をもって選任する。

3　委員長は、前項で選任された委員のうち理事を要件として、委員の互選により選任する。

4　副委員長は、委員の互選により選任する。

5　学外委員は、顧問弁護士のうちから１名、常勤役員会の議決をもって選任する。

（委員の解任及び退任）

第６条　委員に背信行為、背任行為又は守秘義務違反等、委員を継続し難い重大な事由が発生した場合は、常勤役員会の議決をもって当該委員を解任することができる。

2　内部委員が辞任又は前条第１項各号の要件を満たさなくなったときは、退任するものとする。

3　前２項の規定により、内部委員が解任又は退任した場合は、前条第１項、第２項の規定により選任する。

4　学外委員が辞任したとき又は顧問弁護士でなくなったときは、退任するものとする。

5　本条第１項又は前項により、学外委員が解任又は退任した場合は、前条第５項の規定により選任する。

（諮問事項）

第７条　委員会は、次の各号に定める事項を取り扱うものとする。

(1)　コンプライアンスに関する組織及び体制について

(2)　コンプライアンスに関する規程、規則及びマニュアル等の審議並びに理事会への上程

(3)　コンプライアンス違反が発生した場合の関連部門への調査依頼及び調査報告の受理

(4)　コンプライアンス違反に関する再発防止策の審議、決定及び理事会への上程

(5)　コンプライアンス違反に関する処罰の検討及び理事会への上程

(6)　コンプライアンスに関する教育研修計画の審議及び決定

(7)　前各号のほか、委員長又は委員会の過半数の委員が要請するコンプライアンスに関する事項

2　前項第３号及び第５号については、複数の当事者から事情を聴取する等、事実関係の情報が偏在しないよう慎重に対応しなければならない。

3　第１項各号に掲げる諮問事項を決定する都度、公表、非公表の区分を明確にし、その取

扱い及び実施に遺漏のないよう慎重に対応しなければならない。

４　第１項第３号から第５号までに定めるコンプライアンス違反とは、「コンプライアンス規程」第３条（指針）及び第４条（遵守事項）の規定に抵触することを意味する。

（理事会上程の取扱い）

第８条　委員会で審議し、又は決定された事項は、理事会に報告し、又は提案される。

２　理事会は、前項について報告を受け、提案について議決する。

３　委員会から上程を受けた理事会は、拒絶すべき正当な事由がない限り、委員会の提案を尊重するものとする。

（招集）

第９条　委員会は、委員長がこれを招集し、委員長に事故があるときは、副委員長がこれを代行する。

２　委員は、招集の事由を付した書面を委員長に提出して、委員会の招集を求めることができる。

３　前項の書面に委員の過半数が連署している場合は、委員長は、委員会を招集しなければならない。

４　委員会の招集は、開催日の７日前までに各委員に書面で通知されるものとする。ただし、緊急やむを得ない場合は、委員長の判断でこれを短縮し、又は省略することができる。

５　前各項にかかわらず、委員総数の３分の２以上の同意があるときは、招集手続を経ないで委員会を開催することができる。

（定足数及び議決）

第10条　委員会は、委員総数の３分の２以上の出席で成立し、委任状による出席は認められない。

２　委員会の議決は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数の場合は、委員長が決する。

３　委員会の議決について、特別の利害関係を有する委員は、議決権を行使できない。

４　前項の場合において、当該委員は、当該案件の議決について、出席委員の数に算入しない。

５　緊急を要する事項又は簡易な事項については、委員会の開催に代えて、書面により委員に賛否を求め、委員総数の過半数の賛成をもって、議決に代えることができる。

６　委員会が必要と認めたときは、委員以外の教職員又は関係者等を委員会に出席させて、その報告又は意見を聴き、資料の提供を求めることができる。

（緊急措置）

第11条　委員長は、重大なコンプライアンス違反があり、これを緊急に停止しなければ、法人に重大な損害又は影響を及ぼすと認めた場合は、委員会の議決を経ることなく、当事者の属する当該部門長に当事者に対する停止措置を命ずることができる。

２　前項の場合において、委員長は遅滞なく各委員に当該事実の経過及び停止措置に至った理由を説明し、改めて委員会に諮ると同時に、事実関係の調査を開始しなければならない。

３　コンプライアンス違反による危機が発生するおそれがあるとき又は危機が発生したときは必要に応じて危機管理規程に基づく対応を行う。

（懲罰に関する特例）

第12条　教職員の懲罰に係る処分のうち、教職員の身分、事案の性格等に鑑みて、法人の運営上、重大な影響を及ぼすと認められる場合は、委員会は、理事会の開催を求めることができる。

（議事録）

第13条　委員会の議事について、総務部長は、『議事録』を作成し、出席した委員全員が記名押印（電磁的記録により作成される議事録にあっては、電子署名）の上、法人が10年間、機密書類として保管する。

（規程の改廃）

第14条　この規程の改廃は、理事会の審議を経て、決定する。

附　則

この規程は、平成19年９月20日に制定し、施行する。

附　則

この規程は、平成25年３月21日に改定し、平成25年４月１日から施行する。［組織変更に伴い総務部長を企画総務部長に変更］

附　則

この規程は、平成26年４月１日から施行する。［組織変更に伴い企画総務部長を総務部長に変更］

附　則

この規程は、令和７年８月１日から施行する。［第４条から第６条の委員会の組織及び委員の選任、解任、退任に関する変更並びに文言の整備］ただし、令和７年度は、常務理事、学長、中高部校長、初等部校長及び顧問弁護士を委員とする。

附　則

この規程は、令和８年４月１日から施行する。［第５条第１項：内部委員の要件に、駒沢パークインターナショナルプレスクール校長及び副校長を追加、第11条第３項追加：緊急措置］